

会議の公開及び会議録に関する取扱いについて

1 会議の公開について

本審議会の会議は原則公開するものとする。

(市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、市政運営の公正の確保及び透明性の向上を図る。)

ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しく支障が生じると認められる場合は、会議を非公開とする。

2 会議の傍聴

会議を非公開とした場合を除き、可能な限り会場に傍聴席を設けるものとする。

3 会議資料の提供

会議を公開する場合は、当該会議において委員に配付した資料を傍聴人に提供し、又は閲覧に供するものとする。

4 会議録の作成

会議の公開と非公開とにかくわらず、当該会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

会議録は、発言した委員が特定できるよう記載するものとする。

5 会議録及び会議資料の公表

非公開情報に該当すると認められる事項を除き、会議録及び会議資料は公表するものとする。